

よくあるご質問（Q & A）

Q 1 使用できる場所の空き状況は、どこで確認できますか？

鳥栖市ホームページ内の『施設利用状況検索』で確認することができます。

詳細確認が必要な場合は、『駅周辺整備課（☎0942-85-3572）』までご連絡ください。

Q 2 鳥栖駅西広場は、だれでも使用許可を受けることができますか？

別紙〔鳥栖駅西広場を使用するみなさまへ〕の『3使用許可を受けることができる方』に該当する場合に使用許可を受けられます。

Q 3 使用許可の申請は、何日前からできますか？

使用する1年前から10日前までに申請してください。

ただし、使用の前例が無い場合、打合わせや審査に時間がかかることがありますので、原則として2か月前までの申請をお願いしています。

Q 4 イベント等で、飲食物の調理や販売はできますか？

飲食物の調理や販売は可能です。イベント等実施時まで、保健所、消防署、税務署などで必要な手続きを行ってください。また、飲食物の調理や販売時には、ブルーシート、反射材やマットを敷く等、汚れ防止・遮熱対策を講じてください。

Q 5 広場内で花火やバーベキューはできますか？

火災のおそれがあるため、火気の使用は原則禁止しています。

ただし、キッチンカー等での調理などイベントを開催する上で必要不可欠な場合に限り許可を受けることができます。その場合、消防署への必要な手続きも行ってください。

Q 6 イベント等で、車両を乗り入れることはできますか？（キッチンカー等）

原則車両の乗り入れは禁止しています。ただし、許可を受けたものに限り乗り入れることができます。許可できる車両は**4トン積み以下の車両**（車両総重量11トン以下）とし、乗り入れできる場所は**A園路（a1、a2、a3）**とします。事前にご相談ください。

Q 7 イベント等で、アンプ等を利用することはできますか？

使用許可を受ければ音響機材も利用することができます。

ただし騒音等で周囲に迷惑を及ぼすことがないように十分ご注意ください。イベントの内容によっては、隣接地へ必要なお知らせをお願いする場合があります。

Q 8 広場での禁止行為はありますか？

鳥栖駅西広場では、誰もが安心・安全に利用できるように鳥栖駅西広場条例第3条により次の行為を禁止しています。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 火災その他の危険を生じさせること。
- (4) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある行為をし、又はそのような物品若しくは動物の類を携行すること。
- (7) 球戯、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (8) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（市長が特に必要と認め許可したものを除く。）をすること。
- (9) その他広場の管理上支障がある行為をすること。

Q 9 広場でスケートボードはできますか？

条例の禁止行為に該当するため、スケートボード等はできません。

Q 10 自転車は乗り入れできますか？

原則として自転車は乗り入れできません。

広場内は、自転車を降りて通行してください。また、広場への駐輪はできませんので、駐輪の際は、広場東側の鳥栖駅前駐輪場をご利用ください。

Q 11 イベント等で水道（下水道）を使用できますか？

水道・下水道設備ともに使用することができます。

ただし、数が限られていますので、使用する場所が離れている場合は、各自でホースやタンクをご用意ください。下水道設備に流すことができるものは、固形物や油分を含まないものに限定します。

Q 12 イベントで複数の店舗で電気を使いたい、どうすれば良いですか？

コンセント数が限られていますので、（2口/箇所、計2箇所）、使用可能な電気量（1箇所あたり最大1,500W）の範囲内で、使用してください。コンセントが足りない場合は、各自電工ドラム等を用いて配線してください。使用電気量が1,500Wを超える場合は、各自で発電機等をご用意ください。

Q 13 複数の店舗で電気を使う場合、電気使用料はどのようになりますか？

複数の店舗で電気を使う場合は、1店舗あたり1口の使用とみなしますので、申請時に使用する店舗数を申し出てください。

Q 14 『給排水設備の使用が多量（2 t以上）の場合、実費相当額を徴収します』とあるが、どのようにして確認するのですか？

水道を使用する場合、使用前と使用後にメーター数値を報告していただき確認します。

Q 15 イベント等で広場を使用できる時間は何時から何時までですか？

使用可能時間は、午前9時～午後10時までです。準備及び後片付けもこの時間内で行ってください。ただし、音響機器等（音楽演奏、BGM再生等）を使用できるのは、原則午前10時～午後9時までの間とします。